

広報



# 玄海



初春

あおば保育園もちつき大会

## CONTENTS

新年のごあいさつ	2～3
架空請求にご注意を	4
募集・試験・お知らせ	5
あおば保育園「もちつき大会」写真集	6

vol. 59  
2004. 1

# 新年のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

町民の皆様には、お健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

さて昨年は、玄海町にとりまして将来の進路を決する大変重要な年となりました。全国的な規模で、市町村合併が論議され進行する中で、玄海町が独自の町づくりを選択したことです。

このことは、町民皆様のご意見を聞きながら、町の進路を町議会に諮って決めたことであります。小泉内閣による三位一体の改革が進められる中で、玄海町は、これから自立した町づくりを目指すことになりました。

隣に新しい唐津市が誕生し、改めて新しい唐津市との関わりが始まり、色々な問題もありましようが、本町の針路を決めた以上は、将来に夢の持てる個性豊かな魅力ある町づくりを皆様と共に進めて参りたいと思いません。

ここで、新しい年の展望を少し紹介いたします。

まず、長い間お待たせしました海上温泉「パレア」が、いよいよ4月にオープンします。この施設は、色々と検討、議論を重ねた結果、町の直営ではなく、民間の事業者により運営することといたしました。

「パレア」には、露天・家族風呂、サウナはもとよりプール、トレーニング室、アロマテラピー等を完備しており、町の観光と福祉の拠点として可愛がっていただきたいと思えます。

次に、上水道の整備事業では、昨年夏、長倉浄水場が完成し、轟木地区に有浦配水池が整い、未給水地区だった諸浦の一部に給水を始めました。今後さらに、轟木配水池を整備し、その後、轟木、田代地区へ給水を始め、また、栄、花の木地区に配水池を整備し、給水を始める予定です。なお、引き続き新年度事業で小加倉、藤平、大鳥地区、

さらに湯野尾を経由して座川内地区に給水工事を進めてまいります。

また、下水道事業は、昨年から飯屋地区への配管の布設工事を進めています。今年度は、傘形地区の配管工事を進めながら、一方で、新田地区に終末処理場の建設にも取りかかる予定です。

北部地区は、15年度に事業認可を行い、新年度から基本設計、詳細設計を進める予定です。

なお、農業集落排水事業は、座川内に汚水処理場の建設、小加倉地区に配管布設工事を進める予定です。

次に、基幹町道の整備では、昨年、町道座川内く切木線の整備がほぼ完了いたしました。そこで、今年からは町道普恩寺く小加倉線の普恩寺、下宮地区及び値賀川内の宮迫地区を施工予定。また、県道加倉く飯屋港線は、いよいよ諸浦バイパス工区の用地測量、県道肥前く呼子線は、長倉工区及び犬吠工区の工事を順次進めていきます。

農業、漁業、商工業等、産業の振興発展のための施策につきましては、補助事業の採択を精いっぱい努力しながら、各分野での推進を図りたいと思えます。

次に、特別養護老人ホームの

移転新築のことについては用地買収の目途がたち、今年はいよいよ敷地造成、建物の基本・実施設計、さらに各般の条件が整い次第、工事に着手することといたしております。

今一つ、昨年施工いたしました情報通信網は、全世帯に接続し、町内での情報格差は解消され、各家庭での機器調整ができましたならば、国の内外に向けて、インターネットによる情報発信が出来るようになり、皆様の利・活用を期待できることとまで来しました。

また、教育面では懸案の中学校統合の問題は、今しばらく皆様の議論にゆだねることといたしますが、東松浦高校の再編整備、そして更なる存続発展については、皆様方の力強いご支援ご協力を願いたいと存じています。

元より町内小中学校の教育の充実、国際化・情報化に向けた取り組みを期待いたし、適切な施策を教育委員会と共働で進めて参りたいと思えます。

最後に、新しい年が皆様にとりまして、希望に満ちた幸せ多い年になりますようご祈念申し上げます。新年の挨拶といたします。



玄海町議会議長  
岩下孝嗣

町民皆様におかれましては、平成16年希望に満ちた新年を迎えられ、心よりお慶び申し上げますとともに、また、日頃の議会活動に対しまして、ご理解とご支援を賜り、深く感謝いたしているところであります。

昨年の我が町では、平成14年7月に設置された「唐津・東松浦合併協議会」について、市町村合併の可否を含めて議論を重ねて参りましたが、町民の皆様方からのアンケート結果による「今すぐ合併する必要はない」との多数の意見を頂いたことと合わせまして、上下水道などの整備を計画どおり着実に推進し、これま

で、将来の夢を実現するため積立ててきた基金を町の発展と地域振興のために活用しながら、さらに後世に引き継ぐため昨年6月30日に離脱を表明し、7月に正式に離脱しました。今後、更に簡素で効率的な行財政システムの確立と情報公開の推進はもとより、町民の皆様が主役として活躍できる環境づくりを進めること

が何より肝要だろうと思えます。

また、少子・高齢化対策をはじめとする福祉関連事業の充実、生活環境や教育基盤の整備、産業の振興など、課題が山積みですが、分権時代に対応した議会活動を進めていく中で、合併協議会を離脱した今だからこそ、昨今の社会情勢の変化に対応できるよう議会・行政はもとより町民の皆様におかれましても意識改革に努められまして、町民だれもが将来に希望を持ち、快適で安心して暮らすことができるまちづくりのために努力してまいりたいと思っております。

中であつて、町民皆様の負託を受けた議会が、監督権を効率的、効果的に発揮するためには、私たち議会議員自らが、資質・能力の向上に努める必要があります。このような認識のもと、私ども議会は、行政と共に地域住民の代表機関として、自治体の行財政運営に積極的に取り組む所存であります。何卒、本年も町民皆様の一層の御支援、御協力をお願い申し上げますとともに、皆様方の益々の御健勝と御繁栄を御祈念申し上げます。新年のあいさつといたします。

# 新たな町づくりに向かって 動き出しました



# 架空請求にご注意を！

最近、郵便やメールなどを利用した「架空請求」が急増しています。架空請求の書面には、受け取った人の不安をおおるようなことが書かれています。しかし、「何かあると怖いから、これくらいなら払ってしまおう」と支払うことは、新たなトラブルのもとです。覚えのない不当な請求は支払わないよう注意しましょう。

## ●急増するメールでの「架空請求」

悪質な業者が、郵便や携帯電話、メールなどにより、有料コンテンツ、ツートショットダイヤル、出会い系サイトなどの情報料を多数の人に無作為に請求する「架空請求」。

「利用した覚えのない有料コンテンツの情報料の請求がメールで送られてきた」「支払う必要があるのか」などの苦情や相談が、消費者相談センターなどに多く寄せられています。最近では、特にメールを利用した架空請求が急増しています。

架空請求のなかには、書面に脅しのような文書が書かれており、請求金額も支払いが可能な額のものが多いようです。そのため「支払わなければ大変なことになるかもしれない」「小額だから「面倒だから」といって指定された預金口座に振り込み、被害にあうケ

スも少なくありません。

## ●「架空請求」の対処法

架空請求を受けた場合には、次のことに注意して対処しましょう。

**利用していないのであれば支払わない！**

請求書の内容について、利用していないのであれば、一切支払う必要はありません。請求には応じないようにしましょう。面倒だからといって、請求されている料金を支払うことは、利用を認めたことになるので絶対にやめましょう。一度でも支払ってしまうと、脅せば金を出すと恐れられ、その情報が業者間で流れる可能性もあります。

また、携帯電話などで請求を受けた場合には、毅然とした態度で断りましょう。それでも支払いを要求してくる場合は、請求相手に対して請求の根拠

## 架空請求の書面の例

この度は過去に、あなた様が使用された電話回線から接続されたアダルトサイト利用料金について、運営業者より未納利用料金に関する債権譲渡を受け、私共が未納利用料金の回収作業を代行させて頂く事になりましたので御連絡させて頂きます。

現在は下記に記載の利用料金が未納となっておりますので、遅延損害金および回収代行手数料も含めて〇月〇〇日午後3時までの振り込みを御支払い期限として下記に記載の指定口座まで、ご入金して頂くよう御願ひ申し上げます。

合計お支払い金額：〇万円  
未納利用料金：〇万円、遅延損害金：〇千円、  
回収代行手数料：〇千円  
【振込先口座】〇〇銀行：〇〇支店  
(口座番号：普\*\*\*\*\*、口座名義：〇〇〇〇)

速やかに御入金して頂けない場合は、私共から各地域の債権代行関連業者へ債権譲渡を致しますので、最終的に集金専門担当員を御自宅などに訪問させて頂きます。その際には上記の合計支払額の約〇倍の請求をさせて頂く場合がございますので、お忘れなく御入金して下さい。

**氏名や住所などの個人情報には教えない！**

請求してきた者などに対し、返信したり、氏名、住所、勤め先など自分の個人情報を教えたりすることは絶対にやめましょう。新たな個人情報を知ら

となるものの掲示を求め、自分が実際の利用者ではないことを説明しましょう。

**判断に迷ったりした場合は警察などに相談する！**

請求を受けて支払ってしまったたり、判断に迷ってしまったりした場合は、請求の葉書や文書などは捨てずに、近くの警察本部または警察署などに相談しましょう。

利用していないのなら・・・  
**支払わない！！**



れると、別の手段で請求してくることが予想されます。

### 移動援護相談会の開催



軍人恩給や戦没者の遺族に対する特別弔慰金、各種給付金、軍歴調査などに関する援護相談会を開催します。

#### ■日時

平成16年2月12日(木)  
10:00~12:00

#### ■場所

玄海町役場 第3会議室

#### ■対象者

旧軍人・軍属、戦没者遺族、引揚者の方など

#### ■詳しくは

玄海町役場 福祉課  
☎52-2111

### 放送大学学生募集



放送大学では、平成16年度第1学期教養学部及び大学院(修士科目)の学生を募集しています。

テレビ・ラジオで授業を行う大学で、入学試験はありません。

#### ■入学資格

平成16年4月1日現在で15歳以上の方。ただし教養学部の全科履修生及び大学院(修士科目生)は18歳以上。

#### ■受付期間

平成15年12月15日(月)  
~平成16年2月29日(日)

#### ■お問い合わせ先

放送大学佐賀学習センター  
(アバンセ内)  
☎0952-22-3308

### 身近な犯罪 防ぐあなたの110番



#### 警察の相談ダイヤル#9110

1月10日は、「110番の日」

110番通報は、警察への緊急通報です。急を要しない相談や要望等は、「#9110」で受け付けます。

#### 次のような時には、110番通報を

- ◆泥棒、引ったくり、痴漢等の被害
- ◆倒れている人を見たとき
- ◆交通事故にあったとき、見たとき
- ◆不審な人を見たとき
- ◆けんかを見たとき
- ◆爆発音やけん銃の発射音などの不審な物音を聞いたとき

## 試験・募集のお知らせ

### ごぞんじですか？ 検察審査会



検察審査会は、検察官がある犯罪を裁判にかけなかった場合に、その犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴、告発した人からの「あんな悪いことをしたのに裁判もかけられずに処罰されないのはおかしい。事件を調べ直して欲しい。」といった申し立てに基づいて、検察庁から記録を取り寄せて、裁判にかけた方がよいか、どうかを審査するところです。

あなたの周りに、交通事故等の被害にあつて、加害者が裁判にもかけられていない等悩んでいる人はいませんか。検察審査会はそんな方の相談に乗っています。

相談、申立、審査等の費用は一切不要です。秘密も固く守られます。

#### ■お問い合わせ先

佐賀地方裁判所唐津支部内  
検察審査会  
☎0955-72-2138

### 交通事故の無料相談



佐賀自動車保険請求相談センターでは、交通事故の無料相談を下記のとおり行っています。

交通事故で  
お困りの方は、  
お気軽にご相談ください。



#### ■相談日

月曜日~金曜日 9:00~12:00  
13:00~17:00

(専門の相談員がご相談に応じます)

#### ■弁護士相談日

毎週水曜日 13:00~16:00  
(予約制・相談無料・要面談)

◆損害保険一般の相談も受付けています。

◆電話での相談もお受けします。

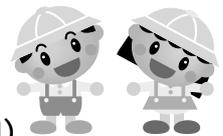
#### ■お問い合わせ先

佐賀市駅前中央1丁目4番8号  
太陽生命佐賀ビル7階  
社団法人 日本損害保険協会 九州支部  
佐賀自動車保険請求相談センター  
☎0952-29-8768

平成16年度

## 玄海町立保育所入所申込み

平成16年4月から保育所に入所を希望される方は、下記のとおり申込みの受付と面接を行います。



**あおば園(新田)** 平成16年1月21日(水曜日)  
午前9時~12時まで

**ふたば園(平尾)** 平成16年1月22日(木曜日)  
午前9時~12時まで

#### 必要な書類

◇新規に入所を申込み園児(入所承諾期間が、平成16年3月31日で切れる園児)

- (1) 入所申込書
- (2) 保育に欠けることの証明書(自営業申立書、雇用証明書等)
- (3) 保育料算定の基礎となる書類  
(平成15年分の源泉徴収票。確定申告の場合は、後日平成15年分の確定申告書の写しが必要です。)

◇継続して入所する園児

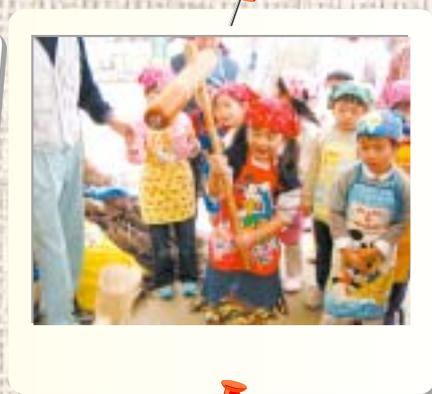
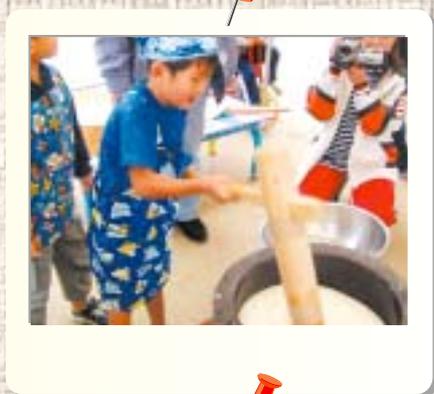
- (1) 保育に欠けることの証明書(自営業申立書、雇用証明書等)
- (2) 保育料算定の基礎となる書類  
(平成15年分の源泉徴収票。確定申告の場合は、後日平成15年分の確定申告書の写しが必要です。)

#### お問い合わせ先

玄海町役場 福祉課 ☎52-2111

# あおば保育園もちつき大会

## 写真集



平成16年1月1日発行(1月号/No.59) 編集・発行 玄海町役場 総務課  
〒847-1421 東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL0955(52)2111 FAX0955(52)3041